

## 平成 30 年度 第 2 回 文化財保護委員会会議録

■日時：平成 30 年 12 月 24 日（月）午後 3 時から午後 5 時

■場所：宮代町郷土資料館 2 階会議室兼資料取扱室

出席者：島村圭一委員、中村誠二委員、新井浩文委員、長谷川清一委員、青木秀雄委員、  
菊地正明委員、富澤鎮男委員、芳住邦雄委員  
飯山武室長、青木豊主幹、横内美穂主査、宮部俊周主事

### 会議次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

- (1) 宮代町文化財保存事業費補助金要綱の改正について
- (2) 文化財保護法改正にともなう、文化財の保存活用のマスタープラン策定について
- (3) 登録有形文化財申請について（進捗状況報告）
- (4) 文化財案内板について（進捗状況報告）
- (5) 新規指定文化財候補について

### 会議概要

- あいさつ
- 宮代町文化財保存事業費補助金要綱の改正について
- 文化財保護法改正にともなう、文化財の保存活用のマスタープラン策定について
- 登録有形文化財申請について（進捗状況報告）
- 文化財案内板について（進捗状況報告）
- 新規指定文化財候補について

### 会議録

挨拶（横内主査）

挨拶（島村委員長）

議事

島村委員長                    それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思ひます。まず宮代町文化財保存事業費補助金要綱の改正について事務局よりお願いしします。

横内主査                        （宮代町文化財保存事業費補助金要綱の改正について、資料に基づいて説明。）

島村委員長                    ありがとうございます。宮代町文化財保存事業費補助金要綱の改正につきましてもご確認を頂いて、ご意見等ありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

- 島村委員長 特に意見等も無いようなので、続いて 2 番目の議題ですが、文化財保護法改正にともなう、文化財の保存活用のマスタープラン策定について事務局より説明をお願いします。
- 横内主査 (文化財保護法改正にともなう、文化財の保存活用のマスタープラン策定について、資料に基づいて説明。)
- 島村委員長 ありがとうございます。今の説明について、ご質問等ありましたらお願いします。
- 中村委員 確認です。まずは県が大綱を作成し、それから市町村が作るということですね。この地域計画の策定は必須なのですか。
- 横内主査 要項の中にもありますが、出来る規定になっています。現状ではしなければならないということにはなっていません。
- 島村委員長 具体的に進めようとする動きはありますか。
- 横内主査 話があったという情報になってしまいますが、近隣市町で策定に向けて動いていそうなのは、白岡市と春日部市です。
- 芳住委員 前回の会議で各自勉強しましょうという発言があったので、私も資料を読んできました。今回の改正のポイントは2つだと思います。1つは、地方文化財保護審議会の構成する構成員が今まで何も書いていなかったが、これからは文化財に関して優れた識見を有する者が委員になるという明文規定になります。また、文化財の権限を地方公共団体へ移行できるようになります。地方文化財保護審議会が文化財の評価をしますが、地域計画等は協議会が策定することになっています。これはどうしてかなど。ポイントの 2 つ目は文化財の審議レベルをそうするか。学芸員の存在も一時期議論されていましたが、協議会のメンバーがどういった人物になるかで文化財が学術的に評価されず、商業化されてしまうのではないかという問題があります。根本的な解決は条例を何とかしないといけませんが。
- 島村委員長 ありがとうございます。他に意見のある方がいましたらお願いします。
- 菊地委員 改正の要点は活用するか保存するかということですね。組織としては、と協議会と地方文化財保護審議会があるということですか。
- 横内主査 名称が指定されているわけではないので、保護委員会が審議会の変わりを出来るかと思いますが、まだ条例等の明記ができていないので、その辺りの整備は必要かと思います。
- 菊地委員 協議会との関係はどうですか。

横内主査 文化庁の資料によると、協議会は地域計画の作成・変更や計画の実施に係る連絡調整のために組織とありますので、保護委員会とはまた違う役割だと思います。

菊地委員 そうすると、協議会の役割は具体的には何ですか。

横内主査 先に説明したとおり、協議会は地域計画等の組織です。構成員として学識経験者だけでなく、商工関係団体、観光関係団体などと記載されているので、文化財をもっと広い視野で考えていくというのが特徴です。

菊地委員 保護委員よりも上の組織ですか。

横内主査 保護委員とは別の組織です。地域計画を実施するための組織なので。

中村委員 内容を細かく検討していかなければなりません、今回の改正の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正は結構大きい話だと思います。今回の改正について、行政の上の方に相談などは行っていますか。

横内主査 正直なところ、まだ行けていません。周辺の市町村の動向を参考にしながら様子をみたいと考えています。

新井委員 文化庁自体の組織も変わりますよね。その辺りを説明した方がいいのではないのでしょうか。

横内主査 そこまで説明できるほどは資料を読み込んでいません。

島村委員長 では、委員の中でお分かりになる方がいればお願いします。

新井委員 文化庁自体は京都へ移転します。その際、文化財保護部門も向こうへいきます。もうひとつは、文化庁の中に文化財資源課みたいなのができて、そこがすべて中心となって窓口になっていくみたいです。

島村委員長 県はどうでしたっけ。

新井委員 名前は文化資源課になっていますが、大きくは変わっていません。この地域計画は策定する自治体には予算が多くつくので、かなり大きな話です。もう少し制度自体を研究していくとよいですね。

横内主査 正直なところ、本日お配りしている資料が県からきているだけで、どう進めていったらいいかの連絡もきていないのが現状です。

新井委員 動き出すときに厄介なのが、計画を策定する際、町域の文化財の把握の調査に加えて、個別の文化財の保存活用計画についても作成していかないといけないですし、使える文化財とそうでない文化財を選定しないといけないので、相当大変な作業になっていきます。やらないのであれば問題ありませんが、周辺市町の動きからなどでいざやるといことになる場合もあるかもしれませんので、準備しておいてもいいかもしれません。

島村委員長 文化財の保存と活用が併記されている場合、基本的には保存を考え、活用するとした場合、保存を圧迫しないで保護の部分を考えていました。文化財保存の例として一番いいのは正倉院ですね。収蔵して見せない。そもいかないという兼ね合いもあると思いますが、活用の方に大きく舵を切られてしまうと、最初の所を気をつけないと、これまで調査・研究をして守られてきたものが危険になってしまいます。それから、活用できない文化財の保護がおざなりになってしまう可能性があるのも考えていかないとですね。

中村委員 文化財担当者が考える保存がありますが、色々な団体が入ってくるとそれだけ意見も多く出るので、もっと活用できないかという声も揚がるかもですね。気を付けないといけませんね。

島村委員長 資料の中にも、例として商工会団体とありますね。

菊地委員 文化財を全部見せろということもありますか。

島村委員長 県の太平記なんかそうですね。買ったものは全部みせています。

新井委員 観光課には情報提供しましたか。

横内主査 県から研修会の通知がきた際は、観光や財政に必ず情報提供していますが、反応があまりありません。

新井委員 今回の改正で特に大きいのは、公開に関する規制緩和ですね。

菊地委員 宮代町では、最終判断はどなたがおこないますか。

新井委員 首長でしょうね。

菊地委員 補助金がもらえるならば、宮代町も頑張った方がいいかなと町民としては思います。最近、白岡市に出来た施設に見学に行きましたが、活用できそうな文化財がたくさんありました。宮代町はどうですか。

横内主査 個人的な意見になりますが、島村盛助の関係で、維持管理なんかを計画を立ててやっていければ、より活用できるかなと。そういうものも挙げていくとまだまだ町は持っているなと思います。ただ、これをちゃんと活用していけるだけの職員数をかけられるかは上の判断によるかと思います。現状の体制では難しいと感じています。

菊地委員 担当としては人数を増やしてもらわないといけませんよね。

新井委員 計画を作成する協議会の構成員は民間企業でも可能なので、これからは文化財を活用するための会社が参入してくると思います。自治体に活用方法などを提案する会社も出てくるでしょう。事の発端として、文化財を経済的に活用しなさいという考えなので。

中村委員 日本遺産と少し近いですね。

菊地委員 日本遺産とは何ですか。

新井委員 行田市が行いましたが、遺跡、祭りなど地域に伝承・保存がされてい

る文化財を中心としたストーリーを認定する制度です。

島村委員長 日本遺産の方がメジャーになってきていて、段々日本遺産と文化財の住み分けがなくなってきていますよね。

島村委員長 今回の改正については、問題はある改正であったと思うので、委員の皆様には勉強してきて頂きました。それぞれお考えがあると思いますが、町にとってどのように落とし込んでいくかを検討していきたいので、ご意見等あればお願いします。

富澤委員 資料を読みましたが、見える化という言葉が印象的でした。宮代町にとって良い活用ができるように期待しています。

島村委員長 これは、皆さんにご理解頂いて、可能な限りご意見頂くということでもよろしいですかね。県の大綱もできていないということですが、いつ頃策定予定ですか。

横内主査 まだわかりません。

菊地委員 宮代町より白岡市は文化財が多いですか。

横内主査 宮代町も変わらないと思います。

菊地委員 宮代町はあんまり古い時代がない印象があります。

横内主査 宮代町は弥生時代が発見されていないだけで、全部出てきています。

青木委員 前原遺跡の発掘調査によって約2万年前の石器類が確認されています。縄文時代につきましても、始まりの頃の土器と言われる微隆起線文土器も見つかっています。

菊地委員 貝塚は見つかっていますか。

青木委員 縄文時代後期の貝塚が西光院遺跡から見つかっています。

島村委員長 それでは、ご意見等よろしいでしょうか。今後も継続的に審議をしていくということで、また何か情報がありましたらご連絡頂くということをお願いします。

島村委員長 では、次の議題に移りたいと思います。登録有形文化財申請について事務局より説明をお願いします。

横内主査 (登録有形文化財申請について、資料に基づいて説明。)

島村委員長 ありがとうございます。こちらから提出する資料はありますか。

横内主査 平面図などの図面類ですが、現状無いものもあるので、できる限り準備していきたいと思います。

島村委員長 色を塗ってしまったのは仕方ないんですよね。

横内主査 その辺りはわからないので、現地に来て頂いた時、見てもらいたいと思います。使っている間、修繕しているという事もありますので、その辺りの懸念事項はまとめておきます。

中村委員 登録なので、そのまま使用していて大丈夫ですよ。

横内主査 大丈夫です。

島村委員長 このすべり台の一番の価値は作った人と時期が銘文でわかるということですよね。以前の調査で皆さんに見て頂きましたが。

新井委員 学校側は了承していますか。登録になると見学希望者が来ることが想定されますので、安全についての考慮が必要になりますね。

横内主査 幸い、門から近い位置に立地していますので、看板等を出して上手く誘導できるかと思います。まずは調査官に見て頂いて、相談したいと思います。

島村委員長 登録になれば日工大以来ですね。

中村委員 学校を何回か動かしていった中でよく残っていますよね。

島村委員長 基本的に大正時代の鉄筋コンクリート作りですよね。

長谷川委員 調査に入る前、基本的な寸法をおさえておくといいかもしれません。

中村委員 登録になったらおもしろいですよね。

島村委員長 遊具の登録文化財ってあまり聞かないですよね。

島村委員長 それでは、このまま進めて頂くということで皆様よろしいでしょうか。  
(全員了承)

島村委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして文化財案内板の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

宮部主事 (文化財案内板の進捗状況について説明。)

島村委員長 ありがとうございます。これまで依頼してきた会社自体がなくなってしまったということですね。

横内主査 そうです。技術についても継承はされないということです。看板を作った後も簡単に傷まないような物にするために、できる会社を探して時間がかかってしまっています。弁天社については地元の方も大変期待されているので、なるべく早めに設置できるようにしたいと思います。

菊地委員 この会社はどこにありましたか。

宮部主事 東京都に営業所がありました。広い地域で実績のあった会社です。

菊地委員 需要があったのに残念ですね。

横内主査 宮代町では平成8年に最初に作りましたが、問題なく立っています。これまでのものと同じ位の強度をもっていないと地域の方に申し訳ないので、町の登録業者の中でできそうな所を絞りこんでいきたいと思っています。

島村委員長 ありがとうございます。引き続きお願いします。

島村委員長 それでは、続きまして新規指定文化財候補について検討していきたいと思っています。ここで決めるわけではありませんが、ご意見を頂いて、

必要あれば調査をおこなっていきたいと思います。皆様、自由な意見ををお願いします。

青木委員

私から一ついいですか。百間小学校のすべり台が登録候補になったということに関連してというわけではないですが、同じ百間小学校関連で気になった資料があります。小学校に舟が2艘か3艘あったかと思いますが、この舟は村民の義援金で明治の水害の後に作られたという記録があります。もうひとつは額です。経費の経過を表したものです。まとめると、水害の記録と舟と額、この2点がセットとして残されているというのがポイントだと思います。明治43年の水害は未曾有の被害をもたらしましたが、それを教訓とし、後世に憂いのないようにと舟を残した。額については劣化してて名前が読めませんが。

中村委員

舟は旧木造校舎の理科室の中にひっくり返っていた記憶があります。

島村委員長

通学していた頃の記憶では、額は玄関を入れてすぐ右側にありましたね。

たまたまかもしれませんが、昭和40年代の先生は子ども達に額の話とかしてくれましたね。額は明治43年の水害の後に作られていますよね。

青木委員

そうです。これらの資料は災害史資料として貴重だと思います。

菊地委員

どこの川が流れたのですか。

青木委員

利根川です。

島村委員長

地元の人が書いている水害史資料なので、貴重ですよ。

菊地委員

舟は大きいですか。

青木委員

結構大きいと思います。

中村委員

10人くらい乗れる大きさだったような記憶があります。

菊地委員

水塚は指定されていますか。

横内主査

されていません。多くが個人の敷地にあるので、難しいです。

長谷川委員

近隣だと、栗橋に指定された例があります。

島村委員長

ありがとうございます。以上のように、色々とお気づきの点があるかと思いますが、何かあればお願いいたします。

富澤委員

それでは、よろしいでしょうか。まずは、皆さんに見て頂きたい資料があります。お配りします。

(資料配布)

富澤委員

夏休み、和戸教会120年史を読みました。その時、和戸宿というネーミングを見まして、明治から昭和初期にあったようです。この和戸宿をもっと発信したらいいんじゃないかと思いました。現地について、地元の方に色々とお聞きしました。保護委員というと皆さん快く対応してくれます。個人的に、和戸宿と和戸キリスト教会周辺について、

もう少し保護委員の皆様と調査していけたらいいなと考えています。

菊地委員 この資料はどこから引用しましたか。

富澤委員 和戸キリスト教会 120 年史です。

横内主査 元の図版は宮代町史民俗編にあります。

富澤委員 和戸宿と和戸キリスト教会という視点で捉えていくとおもしろいなという考えでした。以上です。

島村委員長 ありがとうございます。和戸の〇〇家にある蔵の中ってまだ見せてもらえていないですよ。

横内主査 見せてもらえてないです。

島村委員長 一回調査に行った際、おじいさんに色々とお話を聞きましたが、外務省の外交文書を疎開するというので、それを蔵に入れた時、中身を出してしまったと言っていました。全部出したかはわかりませんが、中は見せてもらえませんでしたね。

富澤委員 〇〇家は変わってしまっていますが、〇〇家はあるので、何かの機会ですら町民に紹介して頂けたらと思います。

中村委員 和戸宿はコンパクトにまとまっていいですね。

富澤委員 町並みがどんどんかわっているので、何か行動して古い家などを守っていく必要があるかなと思っています。先生方に検討して頂けたらと思います。

菊地委員 この手書きの地図が貴重ですよ。

横内主査 この地図は宮代町史民俗編を編集していた時に民俗の調査員だった宮本さんが作図したものです。

島村委員長 ありがとうございます。候補として挙げて頂いている 52 件の中から、これは調査した方がいいというものがあればご意見をください。

長谷川委員 無形民俗文化財候補については、時期が特定されていますので、事前に見ておかないと検討しづらいと思います。

島村委員長 御獅子様の時期はいつでしたか。

横内主査 前原は 7 月で、東は 4 月 8 日前後の日曜日です。五社神社のみかん投げは 2 月 14 日です。

島村委員長 みかん投げは本当は節分の日でしたっけ。

横内主査 旧暦の節分なので、女の人のお正月と言われている日です。

島村委員長 そうでした。元々は豆だったらいいんですが、そんなに古くない時期にみかんになったみたいですね。みかんだと地元の人にも拾いやすいでしょう。

横内主査 大きなみかんが飛んでくるので、結構迫力があります。

島村委員長 この時期だけ近所のお店に大きなみかんが売られますよ。今度調査

に行ってみますか。何時ごろから始まっていますか。

横内主査 みかん投げが始まるのは夜の7時頃です。

島村委員長 本当に拝殿からみかんを投げるんですね。

横内主査 皆さんが参加して下さるのであれば、当日に車を用意して調査に行けるように計画しておきます。

島村委員長 会議という形式ではなくて、興味のある委員が集まって参加する形がいいですかね。

中村委員 どの位、参加者がいますか。

横内主査 年によりますが、多いときは100人、少ないと50人くらいになります。今年調査した時は境内にみっちり入っていました。拝殿の強度に不安があるということで、拝殿の前に特設の会場を作っています。そこで撤くようにしていますので、文化財に配慮されながらおこなっています。

島村委員長 宮司さんも来ていますし、ちゃんと神事としておこなっていますよね。お獅子様は今でも家を回っていますか。

横内主査 いずれも回っています。特に前原のお獅子様はヤドと呼ばれる家が決まっています、ヤドからヤドの間の家に回って行ってはヤドで休憩していくというのを繰り返すのが特徴です。東のお獅子様は古い住民だけでなく、新しい住民の方々も参加されているということで、新旧の住民の方々が協力してやっている祭礼になっています。

島村委員長 前原は新しい住民は入っていますか。

横内主査 部分的には入っていますが、東ほどの傾向はないです。前原のお獅子様は県が今年調査に来ています。

新井委員 前原の祭礼はいつでしたか。

横内主査 7月です。来年度については、この3つの行事について、皆様に見て頂けるような機会を設けさせて頂けたらと思います。

島村委員長 後日、皆さんで見て頂いて改めてご意見を頂くということによろしいですかね。後、お獅子様で思い出しましたが、東条原はどうなっていますか。

横内主査 まだ止まったままです。動いていません。獅子頭等々は資料館でお預かりしている状況で、大体7月16日の祭礼前に神社に戻してナオライだけをしています。

島村委員長 ナオライはしているんですね。

横内主査 しています。

島村委員長 そうすると、まだ気持ちが残っているかもしれませんね。

島村委員長 映像を撮っておいて良かったですね。

新井委員 ○○家住宅は中に入って調査していますか。  
横内主査 詳細にはできていません。  
新井委員 図面とかはありますか。  
横内主査 取れていません。  
新井委員 これ、明治期のものだと思いますが、以前、県の近代和風建築の調査  
があった時に宮代は1件も入らなかったですか。  
横内主査 齋藤家住宅だけです。○○家は候補に挙げていません。正直なところ、  
○○家の状況から調査に入らせてもらうのは難しいと思います。  
島村委員長 ご当主はどちらにいますか。  
横内主査 現在も住んでおられます。  
新井委員 町にとって貴重ですし、これを核とした計画もあるかもしれませんの  
で、一度調査をした方がいいですね。  
島村委員長 ○○家はストーリーがありますから、文化財の活用という意味ではお  
もしろいですよね。後、個人的にはレンガなどの鉄道関係の資料もリ  
ストにありませんがおもしろいかなと思います。  
菊地委員 東武鉄道関係ですか。  
中村委員 そうです。上下線で若干違ったりしますよね。  
横内主査 資料では、姫宮落河川幅拡張で撤去されたレンガ橋台の一部を資料館  
にもらってあります。  
中村委員 窯印とか付いたものはありましたか。  
横内主査 1つあったと思います。塊でもらってきているので、確認できない部分  
もあります。  
島村委員長 ありがとうございます。これも継続で、皆さんお気づきの点を次回  
に情報交換できたらと思います。その他、文化財全般で何かあればお  
願いします。  
菊地委員 文化財補助金の対象は何ですか。  
横内主査 基本的に町指定文化財に対する補助金です。現在の例では、県指定文  
化財の五社神社本殿の防災設備点検費用に1/4適用されています。文化  
財の修繕費用に適用することもあります。  
島村委員長 ありがとうございます。それでは、事務局へお返しします。  
宮部主事 (11月28日より実施している東条原宿屋敷遺跡の調査概要を報告。)  
横内主査 (会議終了、及び特別展見学の案内を行った。)